

報告事項コ

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則について

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年7月7日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について

令和7年7月7日
人権教育課

報告内容

- 鳥取県育英奨学資金に新しく「世界へ羽ばたく人材育成奨学金」の制度を設けることに伴い、貸与の基本額と国外加算額を定めるとともに、返還免除の要件となる県内居住又は県内就業の期間を確認するための添付書類を定めるほか、所要の改正を行うもの。
なお、債務免除条例を改正する条例の公布施行日と同日に改正。

1 制度の目的

県内に居住し、又は県内企業に就業するグローバル人材を育成するため、国外の大学に進学する者に対する鳥取県育英奨学資金「世界へ羽ばたく人材育成奨学金」を設けるもの。

この奨学金では、国外大学卒業後、5年間県内に定住又は県内で就業（居住地不問）することにより、貸与額のうち国外加算額の返還を免除する。

2 貸与月額について

基本額（選択制）	国外加算額（留学先地域により決定）
60,000円、90,000円、120,000円	20,000円、40,000円、80,000円

3 返還免除申請書の添付書類について

返還免除の要件	要件を確認するための添付書類
県内居住	県内居住の期間に係る住民票及び戸籍の附票
県内就業	県内就業の期間に係る勤務先の就労証明書（自営業の場合は当該期間分の確定申告書の写し）等

（参考）

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例については、令和7年6月議会で改正、公布施行。

【改正内容】

国外の大学を卒業した者（貸与を受けた奨学資金の額に国外加算額が含まれる者に限る。）が、当該大学を卒業した日から起算して1年（国内への転居、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、3年以内で知事がその都度定める期間）以内に県内居住又は県内就業を開始し、当該大学を卒業した日から起算して8年を経過するまでの間に県内居住の期間と県内就業の期間が通算して5年以上となったときは、国外加算額に相当する額を限度として、その債務の一部を免除することができるものとする。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前		
(奨学資金の額)				(奨学資金の額)		
第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。				第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。		
区 分		金 額		区 分		金 額
略				略		
大 学 等 奨 学 資 金	国内の大 学等に在 学する場 合	国 立 又 は 公 立	月 額 45,000円	大 学 等 奨 学 資 金	国立又は公立	月 額 45,000円
		私 立	月 額 54,000円		私立	月 額 54,000円
	国外の大学に在学 する場合		基本額に、必要に 応じて国外加算額 を加算した額			
備考						
1 この表において、「基本額」とは、月額 60,000円、月額90,000円又は月額120,000円のうち、奨学資金の貸与を受けようとする者が選択 する金額をいう。						
2 この表において、「国外加算額」とは、大学 が設置されている国の地域に応じて、月額 20,000円、月額40,000円又は月額80,000円のうちから教育委員会が別に定めるところにより決 定される金額をいう。						
(貸与の期間)				(貸与の期間)		
第4条 奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与 を受けることとなった月から高等学校等又は大学等 の正規の修業年限（ <u>国外の大学又は高等学校の通信 制の課程若しくは学年による教育課程の区分を設け ない定時制の課程</u> にあっては、4年）の終了する月 までとする。				第4条 奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与 を受けることとなった月から高等学校等又は大学等 の正規の修業年限（ <u>高等学校の通信制の課程又は学 年による教育課程の区分を設けない定時制の課程</u> に あっては、4年）の終了する月までとする。		
別記様式第1号（第4条の3、第4条の4関係） （表）				別記様式第1号（第4条の3、第4条の4関係） （表）		
略				略		
注 略				注 略		
(裏)				(裏)		
略				略		
上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥				上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥		

取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 申 請 者 氏名 法定代理人 氏名 住所 申請者との続柄 ()	取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 申 請 者 氏名 法定代理人 氏名 ㊞ 住所 申請者との続柄 ()												
注 略													
別記様式第4号（第5条の2関係） (表)													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 20px; text-align: center;">略</td> </tr> </table>		略											
略													
注 略 (裏)													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 20px; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 申 請 者 氏名 法定代理人 氏名 住所 申請者との続柄 () </td> </tr> </table>		略	上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 申 請 者 氏名 法定代理人 氏名 住所 申請者との続柄 ()										
略													
上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 申 請 者 氏名 法定代理人 氏名 住所 申請者との続柄 ()													
注 略													
別記様式第6号（第8条の2関係） 鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="height: 20px; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; height: 20px; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">連帯保証人氏名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px; text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">保 証 人 氏 名</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 20px; text-align: center;">略</td> </tr> </table>		略			略	連帯保証人氏名			保 証 人 氏 名		略		
略													
略	連帯保証人氏名												
	保 証 人 氏 名												
略													
注 略													
別記様式第7号（第8条の3関係） 転学奨学資金継続申請書 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 年 月 日から次のとおり転学しましたので、													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="height: 20px; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; height: 20px; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">連帯保証人氏名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">㊞</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px; text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">保 証 人 氏 名</td> <td style="text-align: center;">㊞</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 20px; text-align: center;">略</td> </tr> </table>		略			略	連帯保証人氏名	㊞		保 証 人 氏 名	㊞	略		
略													
略	連帯保証人氏名	㊞											
	保 証 人 氏 名	㊞											
略													
注 略													
別記様式第7号（第8条の3関係） 転学奨学資金継続申請書 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 年 月 日から次のとおり転学しましたので、													

引き続き奨学資金の貸与を申請します。

略		
略	連帯保証人氏名	
略		

注 略

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校の名称

学校長氏名

職印

別記様式第8号（第9条関係）

鳥取県育英奨学資金辞退届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

住 所

本人（奨学生）氏名

住 所

連 帯 保 証 人 氏 名

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

略

注 略

別記様式第9号（第10条関係）

鳥取県育英奨学資金借用証書	
略	
鳥取県育英奨学生として貸与を受けた上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。 万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続をとられても異議ありません。 年 月 日 鳥取県教育委員会 様	
略	
私は、上記の本人及び連帯保証人が奨学資金返還義務の履行を怠ったときは、その義務を継続履行します。 ※ただし、保証人が支払義務を負う債務の上限額は返還未済額の2分の1の金額です。	
略	

※租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用によ

引き続き奨学資金の貸与を申請します。

略		
略	連帯保証人氏名	㊞
略		

注 略

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校の名称

学校長氏名

職印

別記様式第8号（第9条関係）

鳥取県育英奨学資金辞退届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

住 所

本人（奨学生）氏名

㊞

住 所

連 帯 保 証 人 氏 名

㊞

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

略

注 略

別記様式第9号（第10条関係）

鳥取県育英奨学資金借用証書	
略	
鳥取県育英奨学生として貸与を受けた上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。 万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続をとられても異議ありません。 年 月 日 鳥取県教育委員会 様	
略	
私は、上記の本人及び連帯保証人が奨学資金返還義務の履行を怠ったときは、その義務を継続履行します。	
略	

※租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用によ

り、印紙税は課されません。（国外の大学に在学した奨学生の場合は、※の記載を削除する。）

鳥取県育英奨学資金返還明細書			
略			
学校名		略	
略			
返 還 額 ・ 方 法	☐	半 年 賦 (最終回 返還額)	略
	☐	月 賦 (最終回 返還額)	
	略		
引落金融機関		ゆうちょ銀行・ゆうちょ銀行以外 (電子申請 ☐ 有 ・ ☐ 無)	
略			
(記入上の注意)			
1 <u>借用証書(表面)と返還明細書(裏面)の金額を一致させること。</u>			
2 <u>借用証書(表面)の金額の訂正はすることができない。返還明細書(裏面)の金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。</u>			
3 略			
4 略			
5 <u>返還額・方法の欄は、半年賦、月賦又は繰上返還のいずれか希望のものについて記入すること。</u>			
6 <u>借入金額の全額を一括繰上返還する場合は、半年賦及び月賦の欄に記入しないこと。</u>			
7 <u>ゆうちょ銀行以外の銀行に対して口座振替の依頼を行った場合は、引落金融機関の欄の電子申請の有無の該当するものに☑を付けること。</u>			
8 略			

別記様式第10号（第12条関係）

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

奨 学 生 番 号 第 号

り、印紙税は課されません。

鳥取県育英奨学資金返還明細書			
略			
学校名		学校	略
略			
返 還 額 ・ 方 法	☐	半 年 賦 (最終返 還額)	略
	☐	月 賦 (最終返 還額)	
	略		
引落金融機関		ゆうちょ銀行・ゆうちょ銀行以外	
略			
(記入上の注意)			
1 <u>表面の借用証書と裏面の明細書の金額を一致させること。</u>			
2 <u>金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。</u>			
3 <u>返還額・方法欄は、半年賦、月賦又は繰上返還のいずれか希望のものについて記入すること。</u>			
4 <u>借入金額の全額を一括繰上返還する場合は、半年賦及び月賦の欄に記入しないこと。</u>			
5 略			
6 略			
7 略			

別記様式第10号（第12条関係）

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

奨 学 生 番 号 第 号

住 所 _____ 申請者（奨学生）氏名 _____	住 所 _____ 申請者（奨学生）氏名 _____ ㊤
略	略
注 略	注 略
別記様式第11号（第13条関係） 鳥取県育英奨学資金返還免除申請書 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 住 所 _____ 申 請 者 氏 名 _____ 申請者が相続人の場合は続柄：奨学生の（ ） 次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。	別記様式第11号（第13条関係） 鳥取県育英奨学資金返還免除申請書 年 月 日 鳥取県教育委員会 様 住 所 _____ 申 請 者 氏 名 _____ 申請者が相続人の場合は続柄：奨学生の（ ） 次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。
略	略
理由 （※ ）	理由 （※ ）
略 □精神又は身体の著しい障がい	略 □精神又は身体の著しい障がい
添 付 書類	添 付 書類
略 □（ ）年の県内居住 （ ）年の県内就業	略 医師の診断書、障害者手帳の写し等 県内居住の期間に係る住民票及び戸籍の附票並びに県内就業の期間に係る勤務先の就労証明書（自営業の場合は当該期間分の確定申告書の写し）等
注 略	注 略

附 則
この規則は、令和7年7月4日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第 号